

平成26年度中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県内の中小企業等における省エネルギーを推進するため、エネルギーの使用量を10パーセント以上又は原油換算10kL以上削減することを目標として先端的な省エネルギー設備等を導入し、その省エネルギー効果等を県が指定する節電ウェブサイトを通じて公表することに同意する者に対し、予算の範囲内において平成26年度中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金（以下「省エネ補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「中小企業者」とは、県内に事業所等を有する事業者のうち中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象設備)

第3条 省エネ補助金の対象となる省エネルギー設備等（以下「省エネ設備等」という。）は、次の表に定める補助の要件を満たし、かつ、導入する省エネ設備等のいずれとも設置若しくは購入の契約又は設置工事を県内事業者（県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者をいう。）が行っているものとする。

補助対象設備	補助の要件
スマートメータ ー	次に掲げるすべての要件を備えたものとして知事が認めたものをいう。 (1) 電気の使用量を一定の時間ごとに測定し、即時に見ることができるものであること。 (2) 測定した電気の使用量を記録し、事後的に見ることができるものであること。（前年度の記録との比較ができること。）
L E D 照明、有機 E L 又は無電極 誘導ランプ（以下 「L E D 照明等」という。）	L E D 照明等として知事が認めたものをいう。ただし、設置工事が不要なスタンドライト等移動が可能な照明器具若しくは電池式による照明器具又はL E D電球のみの取替えなどを除く。
蓄電池	定置用の蓄電池として知事が認めたものをいう。
地中熱利用シス テム	昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱源を活用したエネルギー利用システムとして知事が認めたものであること。

自家消費型太陽光発電システム	<p>次に掲げるすべての要件を備えたものをいう。</p> <p>(1) 太陽光発電システムにより発電した電気をすべて当該システムを導入した事業所等で自家消費すること。ただし、自家消費をしても余剰する電気を電力会社に売却することを妨げない。</p> <p>(2) 年間の発電電力量に対する年間の売電電力量が 50 パーセント以下であると認められること。</p> <p>(3) 太陽電池の公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が 10 キロワット以上であること。</p>
知事が適當と認める機器	<p>次に掲げるすべての要件を備えたもの</p> <p>(1) 導入・設置する機器自体が省エネルギーに寄与する機器であり、設置工事を伴うものであること。ただし、一般家庭用製品を除く。</p> <p>(2) 製造、営業等事業の用に供し、かつ、事業のために真に必要と認められる機器であること。</p> <p>(3) 年間で 10 パーセント又は原油換算 10 KL 以上の省エネ効果が認められる機器であること。</p> <p>(4) 継続して 5 年以上使用できること。</p>

(補助対象経費)

第4条 省エネ補助金の補助対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

区分	内容	補助率（補助金額）
設計費	省エネ設備等の導入に必要な設備の設計費。ただし、事前調査費等、計画書作成のための基本設計費、蓄電池の導入に係る設計費を除く。	3 分の 1 以内（上限 100 万円） ただし、1000 円未満は切り捨てる。
設備費	省エネ設備等の導入に必要な設備の購入、据付け等に要する経費。ただし、土地の取得及び賃借料を除く。	
工事費	省エネ設備等の導入に必要な配管、配電等の工事に要する経費。ただし、事業所等の新築、増築等に係る経費及び既築構造物の撤去、土地造成、整地、地盤改良工事等に係る経費を除く。	

(補助金の交付)

第5条 知事は、第3条に規定する LED 照明等、蓄電池、地中熱利用システム、自家消費型太陽光発電システム又は知事が適當と認める機器のいずれか及びスマートメーターを備えるために別表に掲げる新たに導入する省エネ設備等を県内の事業所等に導入（以下「補助事業」という。）をし、かつ、次に掲げる全ての要件を備える中小企業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、省エネ補助金を交付するものとする。

- (1) 省エネ設備等の導入後に県から節電ウェブサイトへの登録を求められた場合にこれに応じることについて同意があること。

- (2) 省エネ設備等の導入後に県から省エネ効果に関する報告を求められた場合にこれに応じることについて同意があること。
- (3) 事業所等全体のエネルギーの使用量（エネルギーの種別毎）を省エネ設備等の導入により前年比で10パーセント以上又は原油換算10kL以上削減すること。
- (4) 熊本県の県税に滞納がないこと。
- (5) 省エネ設備等の導入の工事を平成27年2月13日までに完了すること。
- (6) 補助事業者の所有に属さない県内の事業所等に省エネ設備等を導入する場合は、当該省エネ設備等の導入に関する当該県内の事業所等の所有者の書面による承諾を得ていること。
- (7) 導入する省エネ設備等は未使用品であること。
- (8) 導入する省エネ設備等に関して国及び本県の他の補助金を受けていないこと。
- (9) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第17条第3項に規定する特定事業者以外の事業者の場合にあっては、交付申請日までに同項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出すること。
- (10) 導入する省エネ設備等の導入に係る費用の合計額が60万円以上であること。

（交付申請）

第6条 省エネ補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定により、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 写真（省エネ設備等を導入する事業所等の全景、事業所等内の導入予定箇所。既に導入済みの省エネ設備等がある場合は、その写真を含む。）
- (2) 熊本県税に未納がないことの証明書
- (3) 新たに導入する省エネ設備等のすべての販売事業者又は施工事業者の確認書（別記第2号様式）
- (4) 新たに導入する省エネ設備等の配置計画図
- (5) 新たに導入する省エネ設備等の仕様書、図面及び性能等を表示した書類（スマートメーターを既に導入済みの場合は、その仕様書、図面及び性能等を表示した書類を含む。）
- (6) 新たに導入する省エネ設備等の契約書の写し（各省エネ設備等ごとの工事内訳及び金額が確認できるものに限る。）。ただし、契約書の発行が困難な場合は、見積書又は新たに導入する省エネ設備等の金額の記載がある書類
- (7) 省エネルギー設備等の導入による省エネ効果の計算の根拠となる資料
- (8) 条例第17条第3項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

- 2 省エネ補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第2

26号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額した額で申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 規則第6条の規定による省エネ補助金の交付決定の通知は、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(補助事業の実施)

第8条 補助事業者は、省エネ補助金の交付決定後に、省エネ設備等の導入に係る工事に着手しなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の変更申請書は、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金変更申請書(別記第4号様式)とする。

(中止)

第10条 補助事業者は、やむを得ない事由により補助事業を中止しようとするときは、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金中止承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提出があった場合において、補助事業の中止がやむを得ないと認めるときは、その承認をするものとし、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金中止承認書(別記第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、工事完了日から起算して30日が経過した日又は平成27年2月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 写真(省エネ設備等を導入した事業所等の全景、事業所等内の導入した箇所並びに導入した省エネ設備等にある製造業者名及び製品番号)
- (2) 省エネ設備等の導入に係る費用の領収書の写し
- (3) 導入した省エネ設備等の配置図
- (4) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 規則第14条の規定による省エネ補助金の額の確定の通知は、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(支払請求)

第13条 補助事業者は、省エネ補助金を請求しようとするときは、規則第16条第1項の規定により、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金支払請求書（別記第9号様式）を平成27年3月13日までに知事に提出しなければならない。

(省エネ設備等の毀損等の届出)

第14条 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責めに帰することができない事由により省エネ設備等が毀損し、又は滅失したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、速やかに、中小企業等省エネルギー設備等モデル導入補助金に係る消費税等相当額の確定に伴う報告書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(省エネ設備等の処分の制限)

第16条 規則第21条第2項に規定する期間は、次のとおりとする。

財産の内容	財産の処分を制限する期間
補助事業において取得した単価50万円以上の省エネ設備等	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間

- 2 補助事業者は、規則第21条第2項の承認の申請をする場合は、中小企業等省エネルギー設備等処分承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、省エネ設備等に係る省エネ補助金の返還を相当と認めるときは、省エネ補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る省エネ補助金を知事に返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、省エネ補助金に関する書類を、省エネ設備等の設置工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

新たに導入する省エネ設備等
L E D 照明等、蓄電池、地中熱利用システム、自家消費型太陽光発電システム又は知事が適當と認める機器のいずれか1つ以上及びスマートメーター
スマートメーターを既に導入している場合にあっては、L E D 照明等、蓄電池、地中熱利用システム、自家消費型太陽光発電システム又は知事が適當と認める機器のいずれか1つ以上